

競技者登録に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 総 則

- 1.1 この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第4条（2）項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。
- 1.2 競技者登録をした者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体（以下「都道府県会員」という）に所属する。
- 1.3 日本学生オリエンテーリング連盟（以下「学連」という）の加盟者は、競技者登録をした者とみなす。
- 1.4 競技者登録をした者は、JOA が公認するオリエンテーリング大会（以下「公認大会」という）に出場することができる。
- 1.5 競技者登録をすることは、日本代表として海外のオリエンテーリング大会に出場するための必須条件である。

2. 登録申請

- 2.1 競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。
- 2.2 競技者登録をしようとする者は、所定の登録申請書と登録料を都道府県会員またはJOAに提出する。学連の加盟者は、学連の定める連盟規約に従って手続きを行う。
- 2.3 申込みを受けた都道府県会員またはJOAは、競技者に競技者登録番号を付与するとともに競技者情報を共有する。学連は加盟者に競技者登録番号を付与した一覧を作成してJOAに提出する。学連の加盟者も必ずいずれかの都道府県会員に所属するものとする。
- 2.4 競技者登録を受け付けた日をもって登録日とする。
- 2.5 JOAは競技者登録一覧名簿を作成・管理し、ウェブサイトにて公示する。各個人の競技者登録番号は、同一都道府県会員に登録を継続する限り原則として変更されない。
- 2.6 競技者が登録申請できる期間は、前年度2月1日から当年度1月末日までとする。年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効とする。
- 2.7 都道府県会員は登録事務をJOAに返戻することができる。

3. 登録先

- 3.1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する都道府県会員に登録することができる。
 - (1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあつては学校所在地）
 - (2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、都道府県会員が妥当と認めればその都道府県会

競技者登録に関する規則

員に登録することができる。

- 3.2 同じ年度内に登録できるのは一都道府県会員とし、年度途中での変更は認めない。年度が変わって別の都道府県会員に登録した場合、それまでの競技者登録番号は無効になる。

4. 付 則

競技者登録の登録料は別途定める。

平成 11 年 5 月 22 日制定

平成 15 年 6 月 1 日改正

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 3 月 20 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 26 年 6 月 15 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正